



2019年度 秋季審判講習会(改正伝達)

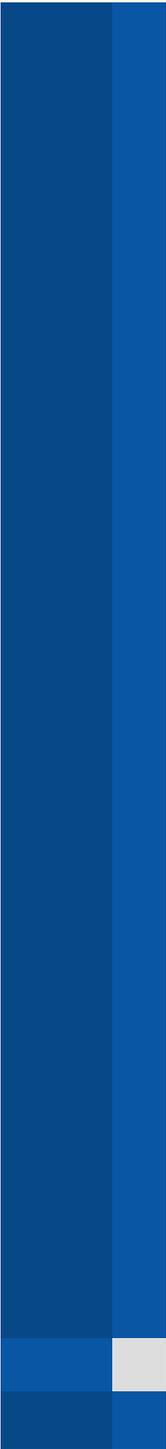
2019年9月14日
麻生区ジュニアサッカー連盟
審判部

本日の流れ

テーマ

「2019-20シーズン競技規則改正」

- 1 改正内容の整理
- 2 改正内容の解説
- 3 動画で確認
- 4 飲水タイムとクーリングブレイク
- 5 審判報告書



1 改正内容の整理

<19-20シーズン 主な改正内容①>

【キックオフ】

- ・コイントスで勝ったチームが攻めるゴールを選ぶかキックオフを選べる

【ドロップボール】

- ・一人の競技者にボールをドロップする
(PA内)ゴールキーパーへ
(PA外)最後に触れた選手へ
(審判)最後の保持者へ
- 4m離れる

【フリーキックの壁】

- ・守備側が3人以上の壁⇒攻撃側は1m以上離れる

【ペナルティキック】

- ・ゴールキーパーは、ゴールライン上には片足のみあればよい

<19-20シーズン 主な改正内容②>

【ハンドボール】

★“偶然”手や腕に当たった場合の反則を明確化

- ・通常“不自然”な肩の高さより上にある
- ・体から離し“体を不自然に大きくする”
- ・ボールが当たり直接得点になる
- ・ボールが当たり保持したりコントロールした後得点する、得点の機会を得る

★しかし、以下の場合を除く

- ・ほとんど避けることができない場合
- ・転倒し、体を支えるためにグラウンドへ手や腕を伸ばしている場合

<19-20シーズン 主な改正内容③>

【競技者の交代】

- ・最も近い境界線の位置でフィールドから出る

【素早いフリーキック】

- ・懲戒罰に値する反則が起きたものの、クイックでフリーキックを行った場合、次にプレーが停止されるまでカードを示すことができる。

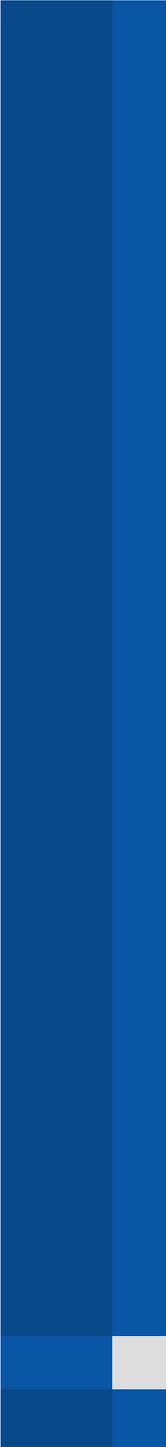
【守備側PA内の守備側チームによるプレー再開】

- ・“蹴られて明らかに動いた”ならばインプレー

★PAを出てから、という要件は削除

【チーム役員への懲戒罰】

- ・チーム役員にイエローカードまたはレッドカードを示せる
- ・特定されない場合は上位のコーチが対象



2 改正内容の解説

キックオフ -第8条-

- ・コイントスに勝ったチームが、
前半に攻めるゴールか、
またはキックオフを行うかを定める。
- ・この結果により、相手チームがキックオフを行う、または前半に攻めるゴールを決める。
- ・前半に攻めるゴールを決めたチームは、後半開始のキックオフを行う。

ドロップボール -第8条-

- ・ボールが守備側チームのペナルティエリア内にあった、またはボールが最後に触れられたのがペナルティエリア内であった。

守備側ゴールキーパーにドロップする

- ・その他のすべてのケースにおいて、

ボールが競技者、外的要因、審判員に触れた位置

最後にボールに触れたチームの競技者の一人に

- ・他のすべての競技者は、ボールがインプレーになるまで、

4m以上ボールから離れる

フリーキックの壁 -第13条-

- ・ボールがインプレーになるまで、すべての相手競技者は、7m以上ボールから離れる&ペナルティエリア内で与えられた守備側のフリーキックの時はペナルティエリアの外にいないなければならない。

- ① **3人** 以上の守備側チームの競技者が② **壁** を作った時、全ての攻撃側のチームの競技者はボールがインプレーになるまで②から③ **1m** 以上離れていなければならない。

フリーキックが行われるとき、上記のように壁から離れていない場合、**間接フリーキック** が与えられる。

ペナルティキック -第14条-

- ・ボールが蹴られるとき、
守備側チームのゴールキーパーは、

少なくとも**片足の一部**

をゴールラインに**触れさせている**か、

ゴールラインの**上に位置**させていなければならない。

ハンドボール -第12条-

- 手や腕をボールの方向に動かす場合を含め、手や腕を用いて意図的にボールに触れる。

原則ルール！！

- 触れた後に保持、またはコントロールして、

得点する、得点の機会を作り出す
(直接得点することも含む)

- 触れた時、

競技者の体を不自然に大きくした

手や腕が肩の位置以上の高さにある

ただし！

ハンドボール -第12条-

- ・競技者自身の頭または体（足を含む）
- ・近くにいた別の競技者の頭または体（足を含む）から直接接触れる。

ほとんど避けることができない場合

- ・手や腕は体の近くにあるが、

不自然に大きくしていない

- ・競技者が倒れ、体を支えるための手や腕が体と地面の間にある。

倒れた際の不可抗力
(横や縦に伸ばしている場合を除く)

はノーファウル！

競技者の交代 -第3条-

- ・交代して退く競技者は

境界線の最も近い地点から出なければならない。
(主審が指示した場合を除く)

すばやいフリーキック -第12条-

- ・主審が警告または退場と判断した場合、懲戒の罰則の処置をし終えるまでプレーを再開させてはならない。
ただし、

- ・主審が懲戒の罰則の手続きを進めておらず、

- ・すばやくフリーキックを行って、
明らかな得点の機会を得た場合 を除く

- ・懲戒の罰則はプレーが停止されたときに行われる。
- ・適用された反則が、

- 決定的な得点の機会の阻止 であった場合

競技者は 警告されることになる！

守備側PA内での守備側チームのプレー再開

- ・ボールが

蹴られて明らかに動いた

ときにインプレーとなる。

- ・ゴールキック、フリーキックが行われるとき、相手競技者がペナルティエリアから出る時間がなく残っていた場合、主審は

プレーを続けさせることができる

- ・ペナルティエリア内にいる相手競技者が、

インプレーになる前にボールに触れるまたは挑む

場合、キックは再び行われる。

チーム役員への懲戒罰 -第12条-

- ・警告となる場合(例)

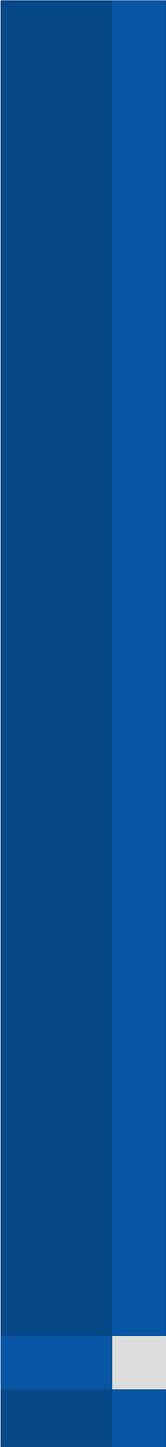
自分のチームのプレーの再開を遅らせる
言葉または行動により異議を示す
(ボトルなどを投げる、
リスペクトを欠いた身振りや皮肉な拍手など)

- ・退場となる場合(例)

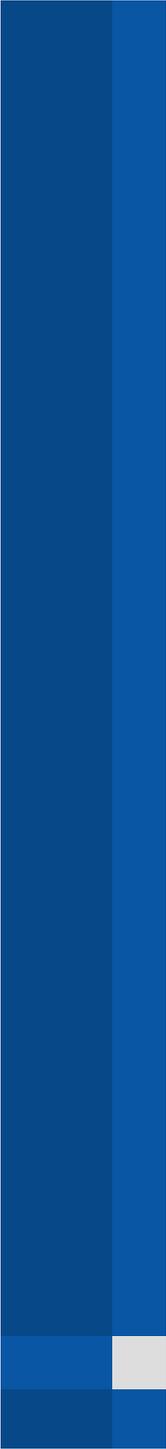
相手チームのプレーの再開を遅らせる
意図的にテクニカルエリアを出て、異議を示す、
挑発したり相手の感情を刺激する態度をとる

- ・反則があり、その者を特定できない場合、

テクニカルエリア内にいる上位のコーチが
罰則を受ける



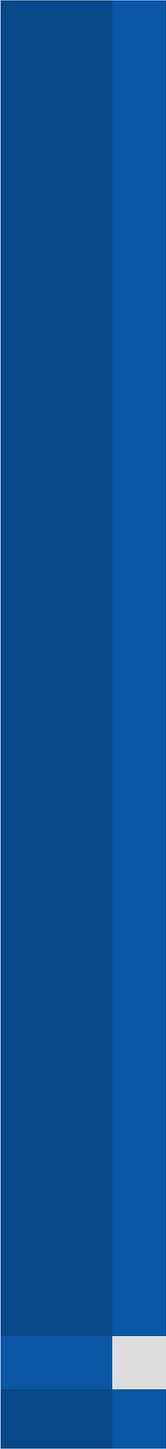
3 動画で確認



4 飲水タイムと クーリングブレイク

飲水タイムとクーリングブレイク

	飲水タイム	クーリングブレイク
場所	ピッチ内	ピッチ外 (テント等の日陰が望ましい)
時間	1分間を超えない	90秒から3分間
試合時間	ランニングタイム (県ルール)	試合時間外 (第4審が計測)
内容	<ul style="list-style-type: none">・ 飲水のみ (体を冷やす行為、指示は禁止)	<ul style="list-style-type: none">・ 飲水・ 体を冷やす行為 (水をかぶる、タオルを当てる、ミストを浴びるなど)・ 監督・コーチの指示



5 審判報告書

審判報告書

審判報告書

←正式名称で！

競技会名 _____

試合時間 _____ 分 延長戦 _____ 分 会場 _____

対戦 A _____ 対 B _____

結果 _____ : _____ (_____ : _____) (_____ : _____) 延長(_____ : _____) (_____ : _____)

日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 キックオフ _____

主審 _____ 所属 _____

第4の審判員 _____ 所属 _____

副審長 _____ 所属 _____

副審員 _____ 所属 _____

←ない場合は
×で空白を埋める！

↑実キックオフ時刻を記載！

競技場、用具の状態

←基本は「競技場、用具、共に良好」

警告(競技者・交代要員)

時間	チーム	番号	氏名	理由 ※()内に[反/ラ/異/繰/遅/距/入/去]を記入し、具体的事由を記入
1				()
2				()
3				()
4				()
5				()
6				()
7				()
8				()

審判報告書

退場(競技者・交代要員) (詳細は重要事項報告書に記入し提出する。但し警告2についてはこの報告書のみでよい。)

	時間	チーム	番号	氏名	理由 ※不正、乱暴、つば、阻止(手)、阻止(他)、暴言、警告2
1					
2					
3					

警告・退場(チーム役員)

	警・退	時間	チーム	役職	氏名	理由 (警告)※反、異、遅、を記入し、具体的事由を記入 (退場)※乱暴、つば、暴言、警告2、詳細は重要事項に記入
1						
2						
3						

←チーム役員への懲戒罰を記載

その他の報告事項

以上の通り報告いたします。 _____ 年 _____ 月 _____ 日 主審署名

サッカー協会会長殿

麻生区ジュニアサッカー連盟審判部

主な活動内容

- (1) 審判講習会(座学4月)
- (2) 春季低学年大会麻生地区予選
- (3) NKリーグ5年生大会
- (4) 審判講習会(実技9月、座学10月)
- (5) NKリーグ3年生大会
- (6) 新人戦5年生大会麻生地区予選
- (7) トレセン大会審判派遣

麻生区審判部の2019年度目標

「マネジメント力を付けよう！」

- ・・・麻生区を代表するレフェリーが増えてきていることから、競技者へのルールの適用力を向上させるとともに、浸透力(競技のマネジメント力)の向上も目指す。

レフェリーサポーター制度について

一緒に、レフェリー、やろう！

麻生区では、主催大会を数多く実施しています。子どもたちの熱い戦いをサポートし、成長を支える黒子となるのがレフェリーです。

ぜひ私たちと一緒に、麻生区のジュニアサッカーを盛り上げませんか！

<募集概要>

- **主管** : 麻生区ジュニアサッカー連盟（以下「連盟」） 審判部
- **活動内容** : 連盟主催試合・トレセン試合の審判対応、審判講習会補助 等
- **参加要件** : 連盟所属チーム関係者（コーチ、父母、選手、OB）であり、所属チームの了承のもとで活動を許される方。
サッカー審判員資格を保有している方。（今後取得を検討されている方も応相談）
- **応募方法** : 連盟審判部 田中までメールにて応募ください becks.hajime@gmail.com

ご清聴、ありがとうございました！



麻生区ジュニアサッカー連盟
審判部 田中

ルールに関するご質問等お気軽にお問い合わせください
becks.hajime@gmail.com